

プレス公表（運転保守状況）

公表日	2025年11月2日		
号機	6、7	件名	監視測定設備の機能喪失による運転上の制限の逸脱について（区分：Ⅱ）
【事象の発生】 ・ 2025年11月2日午前11時00分頃、5号機中央制御室の屋外放射線監視端末に異常を示すメッセージが表示され、現場調査を行ったところ、5号機緊急時対策所にある緊急時対策支援システムの伝送装置の一部が停止していました。 ・ この伝送装置には重大事故等対処設備である監視測定設備（可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測装置）が繋がるものとなっており、午後3時10分に6号機及び7号機の保安規定第66条-15-1の運転上の制限を逸脱したものと判断しました。 ・ なお、当該監視測定設備で測定するデータについては、通常的环境モニタリングで対応できております。 ・ また、本事案による原子炉及び使用済燃料プールへの直接的な影響はありません。 ・ 保安規定で要求される措置として、以下の内容を実施しております。 ① 当該設備を動作可能な状態に復旧するための措置を開始する （午後3時10分開始） 代替措置を検討し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する措置を開始する （通常的环境モニタリングにて対応できていることを確認） （2025年11月2日にお知らせ済み） ・ 調査をしたところ、5号機緊急時対策所内にあるデータ伝送用機器類の電源装置にエラーが出ていることを確認しました。 ・ 現在は応急処置を実施し、伝送機能は通常状態に復帰しております。 （2025年11月13日にお知らせ済み） 【対応状況】 ・ <u>エラーの発生していた電源装置について、21日に後継機種へ取替を実施しました。</u> ・ <u>本日（27日）、取替を行った電源装置を含めた監視測定設備の使用前事業者検査を行い、運転上の制限の逸脱から復帰予定です。</u>			

核物質防護に関する不適合情報

2025年11月17日(月)までにパフォーマンス向上会議で確認した核物質防護に関する不適合事象は、下記のとおりです。
※核物質防護措置に関わる情報のため、事象の概要のみ、お知らせさせていただきます。

◆「不適合」とは、法律等で報告が義務づけられているトラブルや、設備の点検で見つかる機器の故障など、発電所の設備や業務の安全性及び信頼性の確保に必要な要求事項を満たしていない状態をいいます。

核物質防護に関わる不適合の公表方針・公表基準については以下のURLをクリックしてご覧ください。

<https://www.tepco.co.jp/decommission/data/deviation/pp/pdf/policy.pdf>

1. 公表区分Ⅰ 0件

2. 公表区分Ⅱ 2件

NO.	不適合内容	発見日	備 考
1	2025年6月16日、警備を担当する協力企業へ配布している核物質防護関係のマニュアル(管理情報)を最新版に差し替えるため、マニュアルを綴じているファイルを回収したところ、ファイル末尾に、複写台帳に記録のない核物質防護秘密の一部(抜粋資料)が含まれていることを、当社セキュリティ部門社員が発見した。 当該資料は、2017年7月に当時の当社セキュリティ部門社員が、当該企業から業務委託書に記載のある文書の提供を求められた際、資料の抜粋版であれば核物質防護秘密に該当しないと誤認識し、上司の許可取りや台帳への記録をせずに当該企業へ複写したものを共有していた。 当該企業は、当社から配布された管理情報を一覧表に記録し、施錠保管していたが、当該資料は抜粋版であったことから、この一覧表に記載していなかった。 当発電所のセキュリティ部門の情報管理責任者は、年1回以上、核物質防護情報の保管・管理状況について確認することとなっていたが、当社の台帳と協力企業の一覧表を突き合わせる運用としていたため、双方に記載のない抜粋版の存在に気付けなかったもの。 なお、当該資料は業務上必須のものではなかったため、今回、当社が確認するまでに閲覧された形跡が無く、また、当該企業から外部への情報漏えいも確認されていない。	2025/6/16	【2025年11月20公表済】 URL: https://www.tepco.co.jp/press/release/2025/pdf4/25x2601.pdf
2	2025年7月17日(木)、持込申請がされていない工具が立入制限区域、周辺防護区域、防護区域境界の荷物点検を通過し、防護区域内へ持ち込まれたことを確認した。 2025年7月23日(水)、持ち込んだ工具が故障したため、持込申請していない新品の工具を持ち込もうとしているところを周辺防護区域での荷物点検にて発見した。 その際に、協力企業社員より7月17日に別の工具を防護区域へ持ち込んでいたと話があり判明したものの。 協力企業社員は、当該工具を規制対象物品リストの対象外と誤認識し、持込申請をしていなかった。 また、当該工具を立入制限区域、周辺防護区域、防護区域で異なる警備員が確認をしたが、規制対象物品リストの掲載写真と明らかに形状が違う状態であったことから、規制対象物品であると判別できず、持ち込みを認めた。 なお、現場設備に妨害破壊行為等の痕跡はなく、不審者や不審物もなかったことを確認済み。	2025/7/23	

3. 公表区分Ⅲ 0件

4. 公表区分その他 6件

NO.	不適合内容	発見日	備 考
1	監視カメラの一部機能が、正常に動作しないことを確認した。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。 なお、不具合発生期間中の監視機能は代替措置にて維持した。	2024/11/24	
2	監視カメラの洗浄機能が、正常に動作しないことを確認した。 監視機能は維持。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。	2025/9/21	
3	監視カメラの洗浄機能が、正常に動作しないことを確認した。 監視機能は維持。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を修理し、正常な状態に復旧した。	2025/10/26	
4		2025/10/29	
5	核物質防護上の障壁の一部に変形を確認したことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。 なお、侵入防止機能は維持できていたこと及び、現場設備に妨害破壊行為等の痕跡はなく、不審者や不審物もなかったことを確認した。	2025/11/2	
6	監視カメラの映像が、映らないことを確認した。 監視機能は維持。 調査の結果、設備面の不具合であったことから、不具合箇所を交換し、正常な状態に復旧した。	2025/11/3	

※核物質防護に関する不適合情報は、対策を行った後、防護上の安全が確認された段階でお知らせしております。
このため、発生から公表までに時間を要する不適合もございます。

核物質防護に関する不適合情報

2025年11月25日(火)までにパフォーマンス向上会議で確認した核物質防護に関する不適合事象は、下記のとおりです。
※核物質防護措置に関わる情報のため、事象の概要のみ、お知らせさせていただきます。

◆「不適合」とは、法律等で報告が義務づけられているトラブルや、設備の点検で見つかる機器の故障など、発電所の設備や業務の安全性及び信頼性の確保に必要な要求事項を満たしていない状態をいいます。

核物質防護に関わる不適合の公表方針・公表基準については以下のURLをクリックをご覧ください。

<https://www.tepco.co.jp/decommission/data/deviation/pp/pdf/policy.pdf>

1. 公表区分Ⅰ 0件

2. 公表区分Ⅱ 0件

3. 公表区分Ⅲ 2件

NO.	不適合内容	発見日	備 考
1	周辺防護区域境界の車両点検で、警備員が、申請されていない重機(高所作業車)を発見した。 原因として、重機が申請対象に追加されたばかりであり、正門での車両点検において、当該重機の運転手および警備員が、許可が必要な重機ではないと誤認識していた。 対策として、点検体制と運用の見直しを行い、警備員に対して周知と再教育を行った。 なお、当該重機は速やかに構外へ退出させ、防護措置への影響はなかった。	2025/5/29	
2	周辺防護区域境界の車両点検で、警備員がトラック寝台部の下に持込申請がされていない工具(ハンマー)があることを発見した。当該トラックは、当日朝にも周辺防護区域に入域していたが、その際は、発見できていなかった。 原因として、当該車両の運転手は、車内に工具が積載されていることを認識していなかった。また、正門での車両点検、および朝の周辺防護区域境界での車両点検において、警備員は、車内を確認した際、トラック寝台部の下が開けられる構造であると思わず、当該工具の積載を発見できなかった。 対策として、点検体制と運用の見直しを行い、警備員に対して周知と再教育を行った。 なお、持ち込まれた物品は速やかに構外へ搬出し、防護措置への影響はなかった。	2025/6/23	

4. 公表区分その他 0件

※核物質防護に関する不適合情報は、対策を行った後、防護上の安全が確認された段階でお知らせしております。
このため、発生から公表までに時間を要する不適合もございます。